

京都市告示第 36 号

京都市都市計画関係手数料条例の別表第9備考2の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第30条第1項各号に掲げる基準及び建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて確認することができる書類を次のように定め、告示します。

平成28年4月1日

京都市長 門川 大作

1 法第30条第1項各号に掲げる基準

(1) 審査対象が住宅部分である場合

法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するとして、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）が発行する技術的審査適合証の写し

(2) 審査対象が非住宅部分である場合

法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するとして、登録建築物調査機関が発行する技術的審査適合証の写し

2 建築物エネルギー消費性能基準

(1) 審査対象が住宅部分である場合

建築物エネルギー消費性能基準に適合するとして、登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関が発行する技術的審査適合証の写し又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合している場合に限る。）の写し（法の施行の際現に存する建築物の部分については、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級

3, 等級 4 又は等級 5 に適合している場合に限る。)

(2) 審査対象が非住宅部分である場合

建築物エネルギー消費性能基準に適合するとして、登録建築物調査機関が発行する技術的審査適合証の写し

(都市計画局建築指導部建築審査課)